

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

告示	ページ
地籍調査に関する事業計画(一三三七・農山村振興課)	1
大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(一三八・商工業振興課)	1
土砂災害警戒区域の指定(一三九・砂防課)	2
公告	8
県営土地改良事業の換地処分(仙北地域振興局農林部)	8
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)三件	8
公安委員会告示	11
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施(一三)	11

## 告 示

秋田県告示第百三十七号  
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、次のとおり平成十六年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。  
 平成十七年二月十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 調査を行う者の名称  
 変更前 雄和町  
 変更後 秋田市
- 二 調査地域  
 変更前 河辺郡雄和町椿川・平尾鳥・女米木字川崎ほか十四字

三 調査期間  
 変更後 秋田市雄和椿川・平尾鳥・女米木字川崎ほか十四字  
 平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日

秋田県告示第百三十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。  
 平成十七年二月十五日

秋田県知事 寺田典城

### 一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
 株式会社秋田フードセンター 代表取締役 齋藤 一郎  
 秋田市新屋豊町三番四十八号  
 株式会社コンピュータシステム 代表取締役 齋藤 一郎  
 秋田市新屋豊町三番四十八号  
 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ナイス新屋店  
 秋田市新屋比内町十七番三号外
- (二) 変更しようとする事項
- (三) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - (1) 変更前 二千二百七十四・三平方メートル  
 変更後 三千三百四十平方メートル
  - (2) 駐車場の収容台数
    - ア 変更前 百一台
    - イ 変更後 百六十台
  - (3) 駐輪場の収容台数
    - ア 変更前 六十一台
    - イ 変更後 八十九台
  - (4) 荷さばき施設の面積
    - ア 変更前 百六十四平方メートル
    - イ 変更後 二百三十五平方メートル



幸町	川口1号	田代町	池内道下	八幡沢岱	泉町	中神明町1号	洞バミ沢	長根山沢	大湯2号	大湯1号	湯の岱2号
大館市幸町(次の図のとおり)	大館市川口字洞バミ(次の図のとおり)	大館市字池内道上(次の図のとおり)	大館市字池内道下(次の図のとおり)	大館市字八幡沢岱及び同市字池内道下(次の図のとおり)	大館市泉町(次の図のとおり)	大館市中神明町並びに同市根下戸字曲沼及び小館花尻(次の図のとおり)	大館市川口字蟹沢及び洞バミ並びに同市立花字塚ノ台(次の図のとおり)	大館市字東台及び同市字長根山(次の図のとおり)	鹿角市十和田大湯字大湯及び下ノ湯(次の図のとおり)	鹿角市十和田大湯字下ノ湯(次の図のとおり)	鹿角市十和田大湯字湯の岱(次の図のとおり)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

太田面	山根2号	山根1号	滝の沢	梅内沢2	梅内沢1	沢口沢2	沢口沢	山根沢	象ヶ鼻2号	象ヶ鼻1号	蟹沢
山本郡二ツ井町字山根及び同町字太田面(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町字山根(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町字山根及び同町字高関(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町仁鮎字鬼神前田及び同町小掛字堰根台(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町梅内字前田(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町梅内字前田(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町字沢口(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町字沢口(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町字山根及び同町字太田面(次の図のとおり)	大館市字象ヶ鼻(次の図のとおり)	大館市字象ヶ鼻、同市字八幡沢岱及び同市字池内道下(次の図のとおり)	大館市川口字蟹沢及び洞バミ(次の図のとおり)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

小沢田沢	外ヶ沢	船川沢3	船川沢2	船川沢1	平沢	堰根台	鬼神	石田	梅内	高関	沢口
男鹿市船川港船川字小沢田(次の図のとおり)	男鹿市船川港船川字外ヶ沢及び鳥屋場(次の図のとおり)	男鹿市船川港船川字化世沢、外ヶ沢及び芦沢(次の図のとおり)	男鹿市船川港船川字化世沢(次の図のとおり)	男鹿市船川港船川字化世沢及び芦沢(次の図のとおり)	男鹿市船川港南平沢字苗代沢、林台及び大畑台(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町仁鮎字鬼神前田及び同町小掛字堰根台(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町仁鮎字鬼神前田(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町梅内字石田(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町梅内字前田(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町字高関及び同町字山崎(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町字沢口(次の図のとおり)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

芦沢2号	鳥屋場	泉台1号	住吉町	泉台	船川港船川沢	漆畑沢	小沢田沢2	苗代沢	柳沢1	柳沢2	船川沢4
男鹿市船川港船川字化世沢(次の図のとおり)	男鹿市船川港船川字鳥屋場、外ヶ沢、船川及び元浜町(次の図のとおり)	男鹿市船川港船川字漆畑、泉台及び船川(次の図のとおり)	男鹿市船川港船川字小沢田、大沢田、漆畑及び柳沢(次の図のとおり)	男鹿市船川港船川字泉台(次の図のとおり)	男鹿市船川港船川字大沢田(次の図のとおり)	男鹿市船川港船川字漆畑及び片田(次の図のとおり)	男鹿市船川港船川字小沢田(次の図のとおり)	男鹿市船川港南平沢字苗代沢、明王堂前及び大畑台(次の図のとおり)	男鹿市船川港船川字柳沢(次の図のとおり)	男鹿市船川港船川字柳沢(次の図のとおり)	男鹿市船川港船川字小沢田及び大沢田(次の図のとおり)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

芦沢3号	越名坂	宇治木沢	芦沢4号	外ヶ沢2号	親道1号	小沢田1号	柳沢1号	柳沢2号	北平沢	芦沢1号	芦沢
男鹿市船川港船川字芦沢及び同市船川港南平沢字大畑台(次の図のとおり)	男鹿市船川港南平沢字越名坂及び宇治木沢(次の図のとおり)	男鹿市船川港南平沢字越名坂、宇治木沢及び林台(次の図のとおり)	男鹿市船川港船川字芦沢及び化世沢(次の図のとおり)	男鹿市船川港船川字外ヶ沢及び鳥屋場(次の図のとおり)	男鹿市船川港船川字親道(次の図のとおり)	男鹿市船川港船川字小沢田及び片田(次の図のとおり)	男鹿市船川港船川字柳沢(次の図のとおり)	男鹿市船川港船川字柳沢(次の図のとおり)	男鹿市船川港南平沢字大畑台及び苗代沢並びに同市船川港船川字芦沢(次の図のとおり)	男鹿市船川港船川字化世沢(次の図のとおり)	男鹿市船川港船川字化世沢(次の図のとおり)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

宮ノ沢2	宮ノ沢1	細水沢	仏教森の沢	栗山沢	湯沢3	湯沢2	湯沢1	大畑台	外ヶ沢3号	小沢田2号	親道2号
本荘市宮沢字横林、宮沢、宮口及び宮里(次の図のとおり)	本荘市宮沢字横林及び宮里(次の図のとおり)	本荘市館字栗山及び東栗山(次の図のとおり)	本荘市湯沢字寺沢及び湯沢(次の図のとおり)	本荘市館字栗山及び東栗山(次の図のとおり)	本荘市湯沢字寺沢及び湯沢(次の図のとおり)	本荘市湯沢字寺沢及び湯沢(次の図のとおり)	本荘市湯沢字湯沢及び仏供森(次の図のとおり)	男鹿市船川港南平沢字苗代沢及び大畑台(次の図のとおり)	男鹿市船川港船川字外ヶ沢及び鳥屋場(次の図のとおり)	男鹿市船川港船川字小沢田(次の図のとおり)	男鹿市船川港船川字親道、外ヶ沢及び鳥屋場(次の図のとおり)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

貝沢1号	貝沢	横林	湯沢1号	栗山3号	岡崎2号	岡崎	貝沢	沢口4	沢口3	沢口2	沢口1
由利郡鳥海町伏見字貝林及び下貝沢(次の図のとおり)	由利郡鳥海町伏見字上貝沢、貝林及び大沢山(次の図のとおり)	本荘市宮沢字横林、宮沢及び宮里(次の図のとおり)	本荘市湯沢字隔沢及び湯沢(次の図のとおり)	本荘市館字栗山及び東栗山(次の図のとおり)	本荘市滝ノ沢字滝ノ沢及び新滝ノ沢(次の図のとおり)	本荘市滝ノ沢字岡崎及び滝ノ沢(次の図のとおり)	由利郡鳥海町伏見字貝林及び貝沢(次の図のとおり)	本荘市宮沢字宮口及び沢口(次の図のとおり)	本荘市宮沢字宮沢、宮口及び沢口(次の図のとおり)	本荘市宮沢字宮沢、宮口及び沢口(次の図のとおり)	本荘市宮沢字宮沢、宮口及び沢口(次の図のとおり)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

猿田沢	塩手沢1号	塩手沢	堤沢の裏沢	猿田沢3	猿田沢2	猿田沢1	塩手沢	シュザの沢	高森沢3	高森沢2	高森沢1
仙北郡角館町八割字塩手沢及び猿田沢(次の図のとおり)	仙北郡角館町八割字塩手沢(次の図のとおり)	仙北郡角館町八割字塩手沢(次の図のとおり)	仙北郡角館町西長野字鬼壁(次の図のとおり)	仙北郡角館町八割字塩手沢及び猿田沢(次の図のとおり)	仙北郡角館町八割字塩手沢及び猿田沢(次の図のとおり)	仙北郡角館町八割字猿田沢(次の図のとおり)	仙北郡角館町八割字塩手沢(次の図のとおり)	仙北郡角館町八割字塩手沢(次の図のとおり)	仙北郡角館町西長野字高森(次の図のとおり)	仙北郡角館町西長野字高森(次の図のとおり)	仙北郡角館町西長野字高森及び堂の前(次の図のとおり)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

吉野	戸波	鶴巻町	杉沢	吉野沢2	小沢	宇土ヶ沢	上吉野沢2	上吉野沢1	ウルシ沢	菅の沢	鬼壁
平鹿郡増田町吉野字村ノ後(次の図のとおり)	平鹿郡増田町戸波字下村及び羽場(次の図のとおり)	横手市睦成字鶴巻(次の図のとおり)	平鹿郡増田町吉野字菅ノ沢、三栗及び漆沢(次の図のとおり)	平鹿郡増田町吉野字村ノ後(次の図のとおり)	平鹿郡増田町吉野字村ノ後(次の図のとおり)	平鹿郡増田町吉野字大沢、中嶋ノ上及び村ノ前(次の図のとおり)	平鹿郡増田町吉野字上吉野、村向及び向野(次の図のとおり)	平鹿郡増田町吉野字漆沢、上吉野、三栗、村向及び向野(次の図のとおり)	平鹿郡増田町吉野字漆沢(次の図のとおり)	平鹿郡増田町吉野字菅ノ沢及び漆沢(次の図のとおり)	仙北郡角館町西長野字鬼壁(次の図のとおり)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊

蓮台寺沢2	ウシヤ沢	蓮台寺沢1	八幡林沢3	八幡林沢2	石塚沢3	与市ヶ沢	堂ヶ沢4	堂ヶ沢3	ヤスケ山の沢	堂ヶ沢	吉野2号
湯沢市山田字蓮台寺(次の図のとおり)	湯沢市山田字蓮台寺(次の図のとおり)	湯沢市山田字蓮台寺(次の図のとおり)	湯沢市松岡字八幡林(次の図のとおり)	湯沢市松岡字八幡林(次の図のとおり)	湯沢市石塚字向谷地及び岩淵(次の図のとおり)	湯沢市石塚字石塚、向谷地及び与市ヶ沢(次の図のとおり)	湯沢市山田字上堂ヶ沢(次の図のとおり)	湯沢市山田字上堂ヶ沢(次の図のとおり)	湯沢市山田字上堂ヶ沢(次の図のとおり)	湯沢市山田字上堂ヶ沢(次の図のとおり)	平鹿郡増田町吉野字大沢、中嶋ノ上及び村ノ前(次の図のとおり)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊

堂ヶ沢2号	堂ヶ沢1号	堂ヶ沢	八幡林1号	八幡林	蓮台寺	川原沢2	川原沢1	八幡林	八幡林沢	石塚2	石塚1
湯沢市山田字上堂ヶ沢(次の図のとおり)	湯沢市山田字上堂ヶ沢(次の図のとおり)	湯沢市山田字上堂ヶ沢(次の図のとおり)	湯沢市松岡字八幡林及び東八幡堂(次の図のとおり)	湯沢市松岡字八幡林及び東八幡堂(次の図のとおり)	湯沢市山田字蓮台寺(次の図のとおり)	湯沢市山田字川原(次の図のとおり)	湯沢市山田字川原(次の図のとおり)	湯沢市松岡字八幡林(次の図のとおり)	湯沢市松岡字八幡林(次の図のとおり)	湯沢市石塚字石塚、鼻子田及び掌ヶ沢(次の図のとおり)	湯沢市石塚字漆山、鼻子田及び芳ヶ沢(次の図のとおり)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

公 告

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部砂防課及び関係地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

堂ヶ沢6号	堂ヶ沢5号	堂ヶ沢4号	堂ヶ沢3号	蓮台寺1号	八幡林2号	上堂ヶ沢
湯沢市山田字上堂ヶ沢(次の図のとおり)	湯沢市山田字上堂ヶ沢(次の図のとおり)	湯沢市山田字上堂ヶ沢(次の図のとおり)	湯沢市山田字上堂ヶ沢及び下堂ヶ沢(次の図のとおり)	湯沢市山田字蓮台寺(次の図のとおり)	湯沢市松岡字八幡林及び東八幡堂(次の図のとおり)	湯沢市山田字上堂ヶ沢(次の図のとおり)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

平成十七年二月八日県営土地改良事業(金西北部地区は場整備事業(担い手育成型)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年二月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。



平成十七年二月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項  
 購入物品名及び数量  
 (一) 小型貨物自動車 八台  
 購入物品の仕様等  
 (二) 入札説明書及び仕様書による。  
 納入期限  
 (三) 平成十七年三月二十九日(火)  
 納入場所  
 (四) 県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。  
 (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
 (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。  
 (三) 契約条項を示す場所等
- 三 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
 (一) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)  
 (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
 秋田県の休日を含め、平成十七年二月十五日(火)から同月二十四日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
 平成十七年三月一日(火)午後一時三十分  
 秋田県庁地下一階管財課入札室  
 五 入札保証金  
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- 六 その他  
 (一) 入札の方法  
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効  
 規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
 詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年二月十五日  
 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項  
 (一) 購入物品名及び数量  
 小型貨物自動車 十二台  
 (二) 購入物品の仕様等  
 入札説明書及び仕様書による。  
 (三) 納入期限  
 平成十七年三月二十九日(火)  
 (四) 納入場所  
 県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。  
 (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
 (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。  
 (三) 契約条項を示す場所等
- 三 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
 (一) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)  
 (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年二月十五日(火)から同月二十四日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年三月一日(火)午後一時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年二月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

造形システム 一式

購入物品の仕様等

(二) 入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年三月二十五日(金)

(四) 納入場所

秋田県立大学本荘事務室

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年二月十五日(火)から同月二十四日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年三月一日(火)午後二時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

する。ただし、落札となるべき回数の入札をした者が二人以上あるときは、この決定がある。

(四) 県庁書機部  
 へ社へ参加しようとする者は、別紙にある様式により、へ社説明書及び仕様書に添付された封筒票部を県庁へ送り、

(五) 申し込み  
 詳細は、へ社館内へお問い合わせ。

秋田県公安委員会告示第13号

秋田県公安委員会告示第13号  
 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による  
 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法  
 施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定に基づき、公表する。  
 平成17年2月15日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

- 1 実施年月日  
 平成17年3月25日（金）午前9時から午後4時30分まで
- 2 実施場所  
 秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館
- 3 講習科目及び講習時間数  
 猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取  
 扱いについて5時間実施する。
- 4 受講定員  
 40人
- 5 受講申込みに必要な書類  
 (1) 受講申込書 2通  
 (2) 写真 2枚  
 写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真  
 で大きさが3センチメートル四方のものとする。  
 なお、郵送による申込みは、受け付けない。
- 6 受講申込み等  
 (1) 申込み用紙の交付  
 各受付場所において交付する。

- (2) 受付期間  
 日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）  
 第3条に規定する休日をいう。）を除き、平成17年2月15日（火）から3月23  
 日（水）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切る。
- (3) 受付場所  
 住所地を管轄する県内の各警察署
- 7 講習手数料  
 6,800円
- 8 その他  
 (1) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、  
 講習修了証明書を交付する。  
 (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策  
 係（電話018 863 1111内線3168）又は県内の各警察署生活安全係（秋田中  
 央警察署にあっては生活環境係）に問い合わせること。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄